

## 第9回 新潟市地域自治委員会 会議概要

日 時：平成18年7月26日(水)

午後6時半～8時半

場 所：第1分館3階303会議室

出席者： 【委員】50音順

会長代理	小川 竹二	豊栄地区地域審議会会長
	河田 瑠子	うちの実家代表
	木戸 八一	公募委員
	塩田 誼	公募委員
	眞谷 誠祐	新潟市・新潟地区小中学校PTA連合会会長

【事務局】

広橋 正博	社会福祉協議会事務局長（地域自治部会長）
長谷川裕一	市民協働推進担当部長（地域自治副部会長）
西 和男	政策推進室長
中澤 晃一	政策推進担当課長
丸山 賢一	法務担当課長
熊倉 淳一	企画課長
寺田 稔	政策推進員 ほか

---

### 1 開 会

### 2 議 事

(1) 自治基本条例に盛り込むべき項目及びその内容の検討について(その3)

#### 小川会長代理

先に配布済みの「資料5 (仮称)新潟市自治基本条例の基本的枠組(盛り込むべき項目及びその内容)について(案)」をもとに、条例全体の構成について概観し、再度、盛り込むべき項目及びその内容について審議を行う。

#### 塩田委員

条例全体の概観を行う前にこれまでの論点整理が必要ではないか。

#### 西政策推進室長

事務局としてまだまだ気になる点も多いので、原案をもとに条例全体のボリュームなどを概観した上で、これまでの確認という意味を含めてご審議いただきたい。それが終わった段階で論点整理を行わせていただきたいと思います。

《第1章 総則について》

#### **寺田政策推進員**

先の会議において、参加と参画の違いについて分かり易く定義すべきとのご意見を頂いたところであるが、参画という文言は本条例の中で使用される部分がないため、条文中ではなく、解説の中で分かり易く規定することを検討したい。

#### **河田委員**

協働の定義において、市民と市のそれぞれの役割と責任について言及するべきではないか。

#### **塩田委員**

基本理念の規定において、地域自治に区制度の考え方を盛り込むなどして、分かり易く表現できないか。

#### **小川会長代理**

市民の方の大部分は、本条例によって初めて「市民自治」といった言葉に触れるのではないか。市民自治についても、分かり易く規定する必要がある。

#### **寺田政策推進員**

河田委員のご指摘について、協働とは市民と市が「対等な立場で」といった表現が役割や責任といった概念にも及ぶものと考えるがいかがか。

#### **広橋地域自治部会長**

厳しく言えば、市は市民にとって告発の対象という一つの側面を有している。こうした違いを乗り越えて対等な立場となるためには、市民と市が相互の立場を理解する必要がある。

#### **河田委員**

参加の定義についても同様で、「主体的にかかわり」という表現は幅が広く、イメージすることが困難である。

#### **木戸委員**

市民の立場に立てば、本条例は逐条解説を用いて読み解くのではなく、読んですんなり分かるように、より分かり易く規定することが重要であり、こうした表現については、川崎市の条例を参考に検討することも必要であろう。

#### **広橋地域自治部会長**

協働についてさらに言えば、協働とは対等な立場に立つだけでは至らない。互いの能力や特性等を評価し尊重し合う必要がある。

#### **寺田政策推進員**

これまでのご意見を整理させていただくと、協働の定義においては相互の責任という部分にも具体的に明記すべきと解して良いか。

#### **河田委員**

それぞれが責任を持たなければ対等とはいえないと思う。

#### **眞谷委員**

自助・互助・共助・公助といった補完性の原理を突き詰めると、第一に個人である市民が中心であり、個として解決できない課題等に対処するため、市民の総意により市という組織を設立してきたとする考え方が適当であろう。ただし、「総意により市を設立する」という表現の適否については法的に難しい部分があると理解している。

こうした考え方を市民自治として表現するのであれば、そこに「市民の責任」という文

言を入れ込んでいくことは非常に重く、難しいことと感じる。補完性の原理を余りに深く規定するのではなく、責任や役割といった部分については、脈絡を変えるなど別の規定の仕方を検討する必要があるのではないか。

#### **寺田政策推進員**

川崎市の条例を参考に、協働の定義についてももう少し盛り込む方向で検討させていただく。

また、塩田委員がご指摘の「地域自治」についてであるが、これも定義として規定した方が良いということか。

#### **塩田委員**

区制度を盛り込んだ表現で定義することを検討してみてもどうか。地域自治において、都市内分権や地域内自治を分かり易く説明する必要があるのではないか。

#### **小川会長代理**

基本理念の部分において、「本来の自治全般のあり方」と「目指すべき市民自治のあり方」の双方を整理して盛り込むことを検討してみてもどうか。

#### **小川会長代理**

論点として、第一に、市民自治をどのように書き込むか、第二に、協働の定義の検討、第三として、基本理念の規定の仕方が挙げられた。事務局において、本日の各委員の意見を踏まえて再検討して欲しい。

### 《第2章 各主体の責務等について》

#### **小川会長代理**

本条例において、市議会についても市民や執行機関等と同様に、その役割と責務を規定すべきであろう。

また、職員の責務に関係して、分権型政令市とは何か、市民の視点で理解できる職員像が求められる。

#### **塩田委員**

職員の責務において、「この条例の基本理念に基づき」と規定して問題はないか。職員が遵守すべき上位にあるのは地方公務員法である。「この条例の基本理念に基づき」とするよりは、「市民自治の実現のため」といった方が適当ではないか。

#### **眞谷委員**

本条例を概観すると、構成の至るところで「市民自治」という言葉が出てくる。市民自治の具体をはっきり定めなければならないと改めて感じる。

#### **寺田政策推進員**

市民自治を文言で表すと難しいものになるが、考え方・イメージとして、住民自治と団体自治という概念に補完性の原理というフィルターを通したもの。他の用語で言えば、自助・互助・共助・公助による市民主体の市政、自立した自治体と都市内分権といったものを併せ持つ概念である。

#### **広橋地域自治部会長**

市民自治の実現という言葉で、市長の責務を全て表現・網羅しきれるか。

川崎市や静岡市の条例においても、いくつかの条文に分けて規定している。

#### **塩田委員**

市長の役割や責務としては、地方自治法が基本となるのではないか。

#### **眞谷委員**

市長の責務を市民自治の実現といった言葉のみで表そうとするならば、余程、市民自治について詳しく書き込まなくてはならない。

#### **広橋地域自治部会長**

住民福祉の増進が市長の本来の責務であるが、「住民福祉の増進」とは高齢者福祉などの狭義の意味に誤解されやすい。本条例の対象範囲内の責務とするならば、市民自治の実現に限定した条例であるという趣旨を前文の中で詳しく説明すべきではないか。

#### **寺田政策推進員**

審議の前提として、地方自治法等で既に規定してある事項と本条例に盛り込むべき項目の関係について、法令で規定され市民の方々に広く認知されている事項については本条例の規定対象から除外することを基本としつつ、前後等構成の関係から規定した方が分かり易いものや重要であるもの等については盛り込んでいくというスタンスで、改めて整理することを検討したい。

#### **塩田委員**

憲法や自治法の遵守を前提としつつ、さらに新潟市として特化していく部分を書き込めれば良い。

#### **小川会長代理**

市民自治の具体が伝わるよう、前文で整理することが妥当であろうか。事務局において整理していただきたい。

### 《第3章 市政運営の諸原則について》

#### **寺田政策推進員**

「政策の総合化」や「財政運営の原則」などは、地方自治法に規定されている事項であるが、分かり易さという観点から本条例においても盛り込むべき事項として挙げさせていただいた。

#### **小川会長代理**

これらを押さえずに、区における自治だけ規定することとなると、そこだけが突出し前後の脈絡が繋がらなくなるであろう。規定する方向で良いのではないか。

#### **寺田政策推進員**

前回会議でも触れた住民投票制度についてであるが、素案としては非常設型とし、条例制定請求権の範囲内で規定させていただいた。条例制定請求権に基づけば、発議権の主体は「本市に住所を有する年齢20歳以上の者で永住外国人を除いたもの」であり、いわゆる選挙権を有する者となる。

住民投票制度については、その投票結果を市長と議会に尊重してもらおうよう、どのように定めるかが課題と考えられる。尊重されない住民投票制度であれば、本条例に定める意味が無い。

#### **塩田委員**

盛り込む方向が良いと思うが、議会軽視には当たらないか。議会側の反発が予想されるのではないか。

#### **寺田政策推進員**

非常設型であれば、住民投票を実施するか否かは最終的には議会の議決・判断に委ねられる。市長にあっては、市民からの住民投票を求める条例制定請求に対して意見を付すことができる。さらに市長は、議会の議決に対し異議があるときは、再議に付すことができる。その際は、議会において3分の2以上の賛成により再議決された場合は、その議決が確定することとなる。こうしたことを踏まえれば、議会軽視に当たるものではないと考えられる。

住民投票制度は地方自治法に基づくものではない。あくまで任意で行うものである。個別具体の案件に関わらず、発議の一定要件を満たせば住民投票を行うというものが常設型である。

#### **広橋地域自治部会長**

自治体の憲法とも呼ばれる本条例において、その存在を規定することに意義があるとの理解で良いのだろう。

また、議会制民主主義の否定にあたるものではないということ、市民の方や議会に対しても分かり易く説明する事が重要である。

#### **木戸委員**

コンプライアンス体制の整備について、これの基となる条例は何か。

#### **丸山法務担当課長**

当課で所管する「新潟市における法令遵守の推進等に関する条例」である。

#### **木戸委員**

本条例を日本国憲法と同様に小中学生からも読んでもらいたいことを考えると、この言葉は理解できるだろうか。また、一般的に横文字の使用については、年代により馴染み方が異なるため、他に代替する言葉はないのか、また、どの程度まで共有されているのかに注意を払う必要がある。

表現という観点から、最終的に本条例を条文化する際には、「である」調にするのか、「です・ます」調にするのか検討が必要であることを予め提起しておく。

#### **丸山法務担当課長**

コンプライアンスとは、本来、法令遵守のみならずより広い意味を有している。当該条例制定時においても、コンプライアンスという言葉の使用についてかなり議論があった。結果として、法令用語として馴染まないことから、現在の「新潟市における法令遵守の推進等に関する条例」となっている。

#### **寺田政策推進員**

資料は、条文として耐えうるかといった法的整理までを行ったものではない。条文化作業の際は検討させていただく。

そういった意味では、コンプライアンスの他にもパブリックコメント、日本語で言えば「市民意見提出手続」など検討を要するものがある。

#### **寺田政策推進員**

区における住民自治について、本市条例の強調する部分として独立した章を構成するには、盛り込むべき項目について委員皆さんからご意見を頂きたいと考えている。

#### **小川会長代理**

区役所が行う業務についても触れていく必要があるのではないだろうか。分権型の中身で決まったことはなるべく本条例に規定し、実効性を担保することが重要であろう。

それでは次回は、区における住民自治ほかについて審議を行う。

(2) その他

《委員の委嘱について》

**熊倉企画課長**

本委員会委員の任期が7月28日までとなっている。各委員よりご継続いただきたく、次回の会議において委嘱状の交付を行いたいと思う。

以上

3 会議資料

資料4 (仮称)新潟市自治基本条例の基本的枠組(案)の概要

資料5 (仮称)新潟市自治基本条例の基本的枠組

(盛り込むべき項目及びその内容)について(案)